平成２７年（フ）第３１０号
金沢市増泉２丁目７番16号　グリーンヒルズビル301号
破産者　千菊　清正
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
石川県かほく市木津イ63番地６、従前の住所石川県かほく市木津へ51番地１
破産者　表　　初美
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２４号
石川県白山市福留町660番地126、住民票上の住所石川県白山市水島町１番地
破産者　こう泉こと　松井　拡二
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９３号
金沢市京町23番３号　Ｓｕｎヴィンテージ305号、従前の住所福井県坂井市春江町中筋高田６番地２
破産者　北村　浩之
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９０号
大津市坂本４丁目14番19号
破産者　上田　　浩
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９９号
京都市上京区今出川通大宮西入元北小路町152番地　グランパレ712号室、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町西万木616番地２
破産者　中村　嘉隆
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６７０号
京都市右京区太秦乾町33番地21
破産者　大嶋由喜雄
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７４５号
京都府長岡京市神足芝本19番地２　アクエルド長岡京503
破産者　本田　裕之
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７８６号
京都市伏見区深草芳本町671番地
破産者　**廣**瀬　隆弘
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９０号
京都市上京区御前通今出川上る北町627番地７　つづれコーポ301号
破産者　岩岡　秀治
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
京都府京丹後市網野町字郷3404－３、住民票上の住所京都市北区大北山原谷乾町112番地の93
破産者　森　　裕一
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第８６号
愛媛県新居浜市中須賀町２丁目８番７号、前住所愛媛県新居浜市新須賀町２丁目３番12号
破産者　新田　伸江
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３６号
高知市縄手町２番地12
破産者　牧野　宏範
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延2135番地２
破産者　山本　昭男
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第６１号
福岡県直方市湯野原２丁目６番18号
破産者　吉川佳余子（旧姓江見）
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１７号
宮崎県都城市久保原町12街区６号、前住所宮崎県都城市蓑原町2370番地８
破産者　小牟田孝子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４５号
宮崎県都城市中原町19街区６号
破産者　徳丸　裕二
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４４３号
鹿児島県鹿児島市坂元町28番14号（コーポ日光Ｂ棟102号）
破産者　楠本　　務
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係